

平成29年度第1回豊川市空家等対策協議会議事録

1 日時

平成29年8月10日（木）

午前10時00分～午前11時50分

2 会場

豊川市役所 本34会議室

3 議事

① 開会

（事務局：建築課主幹）

本日はお忙しいところ、お集まりいただきまして、ありがとうございます。ただいまより「平成29年度第1回豊川市空家等対策協議会」を開催いたします。私は事務局の建築課近藤でございます。よろしくお願いいたします。

まず始めに、定足数の確認についてご報告いたします。本日は委員定数のうち半数以上の方がご出席されておりますので、豊川市空家等対策協議会設置要綱第7条第2項の規定によりまして、本協議会は成立することを申し上げます。

それでは、会議の前に、資料の確認をしたいと思います。

【資料確認】

なお、はじめにお断りさせていただきますが、本協議会は豊川市審議会等見える化ガイドラインに基づきまして、原則公開で開催しており、傍聴を可としておりますのでよろしくお願いいたします。また、本日は広報とよかわ10月号に空家対策に関する特集記事を掲載するなど、新聞社の方もお見えになっておりまして、写真撮影をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

② 市長あいさつ

（事務局：建築課主幹）

それでは、本日の次第に従いまして進めさせていただきます。ここで、山脇市

長よりご挨拶申し上げます。

【市長あいさつ】

③ 委員紹介

(事務局：建築課主幹)

ありがとうございました。

続きまして本日は、平成29年度第1回目の会議でございます。本年度から新たに参加していただく委員、オブザーバーの方もお見えになりますので、皆様より自己紹介をお願いしたいと思います。なお、本日はオブザーバーであります愛知県建設部住宅計画課の永墓（ながつか）様が他の公務のため、代理として杉山様に出席をしていただいております。それでは、駒木会長から山口喜代治委員、竹本委員の順に時計回りでお願いしたいと思います。

【会長、委員等自己紹介】

(事務局：建築課主幹)

ありがとうございました。引き続き事務局からも自己紹介をさせていただきます。

【事務局自己紹介】

(事務局：建築課主幹)

なお、本日は空家等対策計画策定業務を受託しております、国際航業株式会社も会議に出席しておりますので、自己紹介をお願いします。

【国際航業自己紹介】

(事務局：建築課主幹)

ありがとうございました。

誠に申し訳ありませんが、山脇市長はこの後も公務が控えておりますので、ここで退席をさせていただきます。なお、市長に代わりまして都市対策監の鈴木が会議に出席させていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、駒木会長より改めてご挨拶いただき、その後、議事の進行をよろしくよろしくお願いいたします。駒木会長よろしくよろしくお願いいたします。

④ 会長あいさつ

(会長)

改めまして、おはようございます。本日は朝早くからお集まりいただきましてありがとうございます。本日の目玉は、議題の(2)にありますけれど、空家等対策計画で、昨年皆様からご意見をいただきながら、また事務局の方にもご協力いただきまして構成案を作っていましたので、皆様のそれぞれのお立場とか、ご経験から、いろいろご意見をいただければと思います。あと、私事ですが、実は先日まで岩手県の山田町という被災地に調査に行っておりまして、震災の年からですので7年目になりますが、そこの仮設団地でも空き家問題が出ておりまして、体力のある方からどんどん出ていかれて、その中でもコミュニティが難しいという話をかなり聞いております。今回は仮設団地ではなくて、豊川市の場合は常設といいますか家ですけれども、そういった団地のようなことも今後出てくる可能性はありますので、私の経験したことも考えながらやって行きたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

⑤ 議題

(1) 平成28年度第3回協議会以降の経過について

それでは、次第に沿って進めたいと思います。まずは、議題(1)第3回協議会以降の経過について、事務局から説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは議題（１）平成２８年度第３回協議会以降の経過について説明いたします。資料１をご覧ください。

【資料１説明】

(会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今事務局から議題（１）第３回協議会以降の経過について説明がありましたが、これに関してご意見、ご質問等がありましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。

(会長)

それでは、私からお願いしたいのですが、先ほど相談件数の報告だけではなく、各一覧表をつけていただき非常に分かりやすいというか、いろいろ丁寧にご対応いただいていることが分かったのですが、例えば、一度アンケートの回答をいただいている方に対して、もう一度働きかけをするという様なことはしているのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

まず、実態をお話させていただくと、実は苦情の相談がある方はアンケートの回答をいただいている方の方が少ないという状況です。アンケートの回答をいただいている方もいらっしゃいますが、まだ、その後の追加のアンケートは出していない状況であります。第３回協議会以降の経過の中でもお話をさせていただきましたが、４月１１日にはシルバー人材センターとの協定を締結させていただきました。相談をいただいた方々に対しましては、シルバー人材センターのご案内等も合わせまして通知をさせていただいております。

(会長)

アンケートに答えていただけるということは、ある程度何か思いがあると思われるので、そういった方々に対しては、何らかのアクションの働きかけをした

方が良いと思いますし、勿論回答が無かった方にも通知はすべきだと思います。

他はいかがでしょうか。

(会長)

それでは、資料の方はまた皆様でご確認いただくとして、質問も無いようですので議題（１）については以上とさせていただきます。

(２) 空家等対策計画（構成案）について

(会長)

それでは、本日のメインの議題になると思いますが、(２) 空家等対策計画（構成案）についてです。事務局から説明をお願いしたいのですが、結構ボリュームがありますので、まず第１章から第３章まで、ページとしては１ページから５２ページまで、この部分のご説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、議題（２）空家等対策計画（構成案）についてご説明いたします。資料２をご覧ください。今回お示しします空家等対策計画構成案は、昨年度作成しました、空家等対策計画の骨子を基に空家等実態調査と所有者意向調査の結果、分析を加えたもので、また、先に開催しました空家等対策庁内連絡会議での意見を反映したものとなっております。今後、アンケート調査の追加の分析を行い、庁内連絡会議、対策協議会での会議内容などを踏まえて内容を追記してまいりたいと思っております。本日は構成案について見直すと良い部分や、今後追記すると良い項目などのご意見を伺いたいと思っておりますのでよろしく申し上げます。

それでは、一枚おめくりいただいて目次をご覧ください。この計画の構成は第１章から第５章までとし、第１章は計画の概要、２章は現状と課題、３章は空家等対策の基本的な考え方、４章は具体的な施策、５章は実施体制の整備・進捗状況の管理となっております。空家特措法第６条におきまして、計画に定める事項が定められておりますので、その内容について計画書として読みやすい順序に

構成を組み立てております。また、目次の最後をご覧いただきたいと思いますが、本計画では、空家の表記につきまして、法律用語と一般名詞が混在しているため、ひらがなの「き」のない空家で統一しております。

1 ページをご覧ください。第1章「計画の概要」でございます。まず、目的として適切に管理されていない空家等が地域住民の生活環境に影響を及ぼしていることから、対策を総合的かつ計画的に実施するため、取り組むべき基本的な考え方を示す対策計画を策定するとしております。次に位置づけとして、法第6条に基づいた計画であるということと、市の上位計画との整合性を図り、都市計画マスタープランなどの関連計画との連携を図るものであることを明記しております。

2 ページをご覧ください。対象地区は市内全域としておりまして、中学校区を基本とした10区分の地域分析を行い、現状と課題を把握した上で、施策を検討するとしております。計画期間は平成30年度から34年度までの5年間とし、情勢によっては内容や期間の見直しを行うとしております。次に、空家の種類につきましては、主な対象は戸建ての専用住宅、店舗併用住宅としております。それからここで、空家等の定義を示しております。

3 ページをご覧ください。第2章現状と課題では、空家の推移・現状として総務省が5年ごとに行っております「住宅・土地統計調査」のデータを整理しております。「住宅・土地統計調査」では、集合住宅も含めた抽出調査を行っているため、集合住宅の空き部屋を1戸としてカウントするため、実態調査に比べて空家戸数が多くなっております。

5 ページをご覧ください。人口の現状と将来推計として、豊川市人口ビジョンを参照しております。高齢者の状況につきましては、第6期豊川市高齢者福祉計画、介護保険事業計画を参照しております。以上につきましては、平成28年度第1回の協議会資料の内容でございます。今後、推移などを最新データに更新し、

課題や施策などの検討につなげて行きたいと考えております。

6 ページをご覧ください。6 ページからは、昨年度行いました実態調査についてでございます。6 ページは調査概要、1 枚おめくりいただいて7 ページは調査の流れ、8 ページは現地調査結果調書をあげて調査項目を示しております。また1 枚おめくりいただいて、9 ページは空家判定までのフローを掲載しております。続いて、10 ページからが調査結果でございます。10 ページでは、地域別の空家等数と全体に対する割合、地域ごとの空家率を挙げております。空家率につきましては、実態調査における家屋現況図データの全棟数から空家率を算出しております。1 枚おめくりいただいて、11 ページは分布図となっております。市内全体の空家棟数は1,069 棟で、東部、南部、小坂井、西部の地域において数多く集中しております。12 ページは実態調査で行った、老朽度判定及び利活用度判定の地域ごとの結果を示しております。

1 枚おめくりいただいて、13 ページは立地適正化計画における居住誘導区域と都市機能誘導区域内の内外の結果を示しております。14 ページは、その分布図となっております。空家の7 割強が居住誘導区域内に分布しておりまして、その内の約半数が都市機能誘導区域内に分布しております。立地適正化計画における空家対策と、この計画との関連が必要だと思っております。

1 枚おめくりいただきまして、15 ページから34 ページでは、10 の地域ごとに見開きで地域性及び課題について整理しております。紙面の構成は、左ページに位置図、土地利用に関する区域設定の状況、都市計画マスタープランにおける地域の特性、地域の課題を挙げております。右のページでは空家の分布図、分布状況から見る地域の課題と調査結果を挙げております。東部地域の他、南部地域、中部地域、西部地域、代田地域、金屋地域、一宮地域、音羽地域、御津地域、小坂井地域の順に掲載をさせていただいております。今後、更に現状の把握、情報収集により地域の課題を整理してきたいと考えております。

続きまして、35ページをご覧くださいと思います。35ページからは、所有者等意向調査について示しております。35ページでは、アンケート調査の概要について、発送件数と回収率、最終判定で空家とした建物に対しての有効回答率を挙げております。全体の回収率は、60.3%で、空家と判定しました1,069件につきましては、588件、55.0%の回答がございました。

次に36ページから49ページまでがアンケートの集計結果となっております。先にお示しをいたしました、空家等所有者意向に関するアンケート結果では、空家等候補1,714件に対しての結果となっておりますが、計画書では、空家であると判定しました1,069件のアンケート結果となっております。アンケート調査結果の主なものについてご説明させていただきます。36ページでは、回答者の年齢は、60代が30.5%と最も多く、60代以上で約7割を占めるなど、高齢の所有者が多くなっております。居住地につきましては、市内が約7割を占めておりまして、遠方所有者となる県外は1割程度で、静岡県や神奈川県、東京都が各10名程度と多く、海外在住の方も2名ほどお見えになりました。1枚おめくりいただいて、37ページの続柄につきましては、「本人」が8割弱を占めており、次いで「子供」が約1割となっております。38ページの現在の利用状況では、「利用していない（空家状態である）」が28.9%と最も多く、次いで「物置・倉庫として利用している」が27.6%となっております。また、空家になってからの経過年数では、「1年から3年経過」が33.8%と最も多く、比較的空家になってから年数が経過していない空家が多くなっております。

1枚おめくりいただいて、39ページの発生要因につきましては、「住んでいた人が死亡した」ことによるものが34.0%と最も多く、次いで「入院、施設入所」によるものが17.0%となっております。大きく分類をいたしますと、居住者が死亡したことによるものが約3割、居住者の都合により移動したものが約3割となっております。老朽化に伴う住み替えは1割に満たないという結

果となっております。40ページの空家の発生要因を地域別で見ると、代田、金屋、御津地域で住み替えた割合が多く、東部、南部、中部地域で低くなっております。今後、経過年数との相関関係について検証したいと考えております。また、金屋地域については、居住者の死亡によるものの割合が他地域に比べて低くなっております。年齢構成の相関関係について検証したいと考えております。

1ページおめくりいただいて、41ページの維持管理の頻度については、「月に1回程度」が31.8%と最も多く、居住地別に見ると、居住地と空家の所在が離れるほど、維持管理の頻度が低くなる傾向があり、経過年数で見ると、空家になった年数が経過するにつれて、維持管理の頻度が低くなる傾向にあります。1ページおめくりいただいて、43ページの維持管理をする上での問題につきましても、「管理の手間が大変」が最も多く、高齢化が要因と思われる「身体的・年齢的に大変」や、遠方所有者の「現住所から建物までの距離が遠い」も多いことから、今後は年齢や居住地との相関関係についても検証したいと考えております。44ページの今後の活用意向については、「売却したい、または売却しても良い」という回答が最も多くなっております。次いで「特に利用の予定はなく、現状のまま維持したい」となっております。一枚おめくりいただいて、45ページ地域別の今後の活用意向につきましても、御津、西部地域では自分若しくは家族で使うという割合が他の地域と比べて比較的高く、代田地域では、売却意向が高くなっております。今後、経過年数との相関関係を検証したいと考えております。また、一宮、音羽地域については、「地域のために有効活用してもらいたい」という意向が他地域と比べて、比較的高い傾向がございます。

46ページの活用する上での問題点では、「解体して更地になることで、固定資産税が上がるため解体できない」という人が、回答者の3割弱ともっと多く、次いで、「解体したいが、解体費用の支出が困難で解体できない」という人が多くなっております。金銭的な理由で解体に踏み切れない人が多いことがうかが

えます。また、「賃貸や売却をしたいが、相手が見つからない」という問題があるという人も多く見受けられます。

48ページをご覧ください。市への要望といたしましては、金銭的な理由を受けて、「解体・除却に対する補助が欲しい」また、「賃貸・売却をしたいが、相手が見つからない」という理由を受けて、「仲介先の情報が欲しい」という回答も多くなっております。

50ページをご覧ください。空家等の発生要因と空家等対策に係る課題を挙げております。空家等の主な発生要因といたしましては、居住者の死亡によるものと、移動によるものが約3割程度で、ほぼ同じ割合となっております。空家等対策に係る課題といたしましては、鉄道駅周辺などの住宅密集地で比較的多くの空家が見られるため、地震や火災などの災害に備えた防災面での対策が必要であること、また、建物の維持管理の頻度については、所有者が市内に居住している場合に比べて、県外居住者の方は、維持管理の頻度が低下する傾向にあります。遠方所有者に対する空家等の管理のための支援が必要であること、また、解体して更地になることで固定資産税が上がるため、解体できないと考える方が多く見られるため、空家等を放置することにより空家が老朽化して危険になった場合には、固定資産税の特例措置の解除もありうることを周知するなど、所有者等が適正な維持管理、除却の促進を図れるよう、意識付けを行うことが必要であるなど、6項目を挙げております。今後、アンケートの相関関係の検証など、分析を進めまして、課題を丁寧に分析していく予定としております。

51ページは、第3章空家等対策の基本的な考え方を示しております。これは骨子にも挙げておりました基本理念、取り組み方針を示しております。基本理念といたしまして、市民の安全・安心を確保するための実効性のある対応、地域の活性化に向けた流通・活用の促進、実現に向けた関係部局、地域住民、民間事業者、専門家団体など多様な主体との連携を挙げております。次に取組方針といた

しまして、空家等の予防・適正管理、空家等の利活用、空家等の除去を3つの柱として掲げております。続いて52ページでは、主体別の役割といたしまして、空家の所有者等、地域住民、市、事業者、専門家・NPOがそれぞれ役割をもって連携して取り組んでいくことを挙げております。

以上で1章から3章までの説明を終わります。

(会長)

ありがとうございました。それでは、議題(2)の「空家等対策計画(構成案)」の第1章から3章につきまして説明がありましたが、これに関してご意見、ご質問等がありましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。

(会長)

それでは、私から一つ質問があります。36ページで、アンケートの結果の部分になりますが、所有者の方に何処に住んでいますかというところで、豊川市内が7割近くで結構多いという印象があり、今すぐに分からなくても良いのですが、豊川市内のどの辺りに住んでいるのか、つまり、空家のすぐそばに住んでいるのか、山の方に空家があり、自分は街中に住んでいる状態なのか、その辺がどうなのかと思ひまして、感覚や分かる範囲で結構ですがいかがでしょうか。個人的には市外や県外の方がもっと多いと思っていました。アンケート回答者だけの結果なので勿論その範囲になりますが。

(事務局：建築課主幹)

駒木会長からのご質問につきましては、市内の何処に住んでいるかということまでは分析できておりませんが、データをとっておりますので、今後分析することは可能だと思いますので、次回までにはご報告させていただきたいと思ひます。

(会長)

近ければ、すぐに見にいけると思いますし、週に1回とか見に行きやすいこともあるでしょうし、また、近いからといって見に行くとは限りませんが、そのあたりが気になったものですので。

ありがとうございました。他に委員の方はよろしいでしょうか。ボリュームが多いので、見ていただく時間も必要だとは思いますが。

(会長)

それでは、私からもう1点よろしいでしょうか。44ページの活用意向ということで、これも重要な項目の一つだと思いますが、このグラフを時計回りを見て、数年以内に住むとかセカンドハウス等は、今でもご自身で活用しているので良いと思いますが、それ以降の「賃貸したい、または」から「地域のために有効活用してもらいたい」までの4つの部分は、つまり、自分ではもう使わないが、何らかの形で使って欲しい、若しくは、使いたいという意図の部分だと思うのですが、これは4章以降の話になるかも知れませんが、こういった人はどんな人なのか気になったもので、回答は要りませんが、働きかけるメインターゲットとなり得ると思いましたのでコメントさせていただきました。

(事務局：建築課主幹)

今言われた人たちを結びつける一つの役割が、空家バンクになると思っておりますので、この方針等もこの後にご説明させて頂きたいと思っております。

(会長)

結局、答えて頂いた方の40%位が何らかの意識というか、意思があるということなので、この意識の差や違いは勿論あると思いますが、働きかけやすいところからやっていくことがピンポイントで良いのかなと感じました。

他に委員の皆様は、いかがでしょうか。

(会長)

あと1点、気になったことが空家の立地の部分についてですが、例えば道路の接道などそのあたりはどうかと思いました。4m道路に接道していなくても空家になっているものもあると思いますので、今すぐ分析されていなくても良いのですが、道路が入り難く使い難いところがあるのではと思います。

(事務局：建築課主幹)

今のお話の中で、どれだけのものが道路に接道しているのか、どういう状況にあるのかは、一つずつカルテを積み上げていけば分かりますが、相談等がある中で、解体したくても道路に接道していないので、そこに辿り着けないとか、どうしたらよいかという相談はいただいております。

(会長)

やっぱり、建替えも出来ないケースもあると思いますので。

(事務局：建築課主幹)

そうですね。建物自体も既存不適格になっておりまして、なかなか建て替えが出来ないという状況もございます。

(会長)

それがどれ位あるのか、今は使えないけれど使いたいという人がいるかも知れないと思ったしだいです。

他は、いかがでしょうか。

(上野委員)

50ページの(2)「空家等対策に係る課題」の一番最初の「鉄道駅周辺などの住宅密集地で比較的多くの空家がみられるため、地震や火災などの災害に備えた防災面での対策が必要になります。」というところですが、前の会議でも話したと思いますが、多分、皆さんが住みたい場所なんですよ、駅の近くは。だから、そこは防災面だけではなくて、もっと積極的に使ってもらえるように、新

しい人が入ってくれるようにと、今、豊川駅の周辺では豊川市としてやっつけらっしゃるけれど、防災面だけでなく、もっとそうなるが良いと思います。

(事務局：建築課主幹)

市の状況をお話させていただきますと、市には住宅の密集市街地というものがある6箇所あると聞いております。その中で牛久保地区の事業が始まっているのですが、これは都市計画課が主導で行っているもので、そういった都市計画と連携をする中で空家対策を進めて行くことも必要だと考えております。

(会長)

ありがとうございます。確かにあの地区は、駅周辺だと住居以外の活用もできるかもしれません。住居を住居として使う以外の柔軟な考え方で、コミュニティカフェだとか、そういうものもあってもいいのかなと思います。

他にいかがでしょうか。

(会長)

ちなみに、今のことと関連して50ページの部分のなかで、ご意見のところ固定資産税の話が出てくると思いますが、これは年間で大体どれ位になるのか自分ではあまり分からなくて、例えば今の空家が建っている状態だと、どれ位になって、無くなると6倍でしょうか、広さによっても違うと思いますが、大体どれ位になるのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

解体費補助制度の考案の中で試算をしております、200㎡、約60坪の土地に住宅が建っていると想定をしますと、土地の年間固定資産税額は約3万円程度ですが、解体することによって住宅用地の特例が外れると雑種地課税となり、約10万円程度となる結果でした。これは概ねですが、当然路線価ですとか様々な状況によっては違う結果となりますが、一般的にはこの程度と考えられます。

(会長)

確かに年間3万円だと、3倍だとか6倍だとかになれば所有者にとっては、切実な問題だと思います。ありがとうございました。

他はいかがでしょうか。

(会長)

それでは、まだ色々のご意見はあるかと思いますが、最後にその他についての時間もありますので、ひとまず1章から3章までは一旦ここで締めさせていただきます、事務局の方から53ページからの第4章、5章の説明をお願いしたいと思います。

(事務局：建築課主幹)

それでは始めに、第4章についての説明をいたします。53ページをご覧ください。第4章では、具体的な施策を示しております。昨年度、対策計画の施策案について協議を進めてきた中で、庁内連絡会議や対策協議会で提案のありました事項や、社会の動向などを考慮いたしまして、追加した事項と今後特に議論が必要と思われる内容を赤字にしております。その箇所についてご説明をさせていただきます。始めに「空家等の予防・適正管理」(1)啓発「空家等の適正管理に関する意識啓発」における想定される手法といたしまして、遠方所有者への対応と空家等データベースの構築を追加しております。また、空家等となる可能性のある住宅に対する意識啓発における想定される手法といたしまして、相続等の相談会の開催検討を追加しております。

54ページをご覧ください。(3)「管理不全な空家等に対する助言等」空家等管理事業者との連携における想定される手法といたしまして、民間の空家管理事業者の紹介、連携のあり方、登録制度などの検討を追加しております。

55ページをご覧ください。(4)特定空家等に対する措置「特定空家等の判断基準の作成」における想定される手法といたしまして、特定空家等の認定につ

いての判断基準は、チェックリストなどで数値化して判定することで分かりやすい統一的な基準を作ることを挙げております。この後、資料3にて特定空家等の取扱方針についてご説明をさせていただきます。

56ページをご覧ください。「空家等の利活用」、「中古住宅の流通促進」といたしまして、想定される手法として空家バンクの開設を挙げております。この後、資料4におきまして、空家バンクのイメージについてもご説明させていただきます。また、「市主導の仕組みづくりの検討」における想定される手法といたしまして、空家等を活用した高齢者、低額所得者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者に配慮した賃貸住宅の登録制度の活用の検討を追加しております。

57ページをご覧ください。(2)「まちづくり資源としての有効活用」として、想定される手法といたしまして、空家等を活用した学生向けのシェアハウスに関する支援の検討を追加しております。4章についての説明は以上となります。

続いて、5章についてご説明いたします。59ページをご覧ください。

第5章「実施体制の整備・進捗状況の管理」といたしまして、「庁内体制」、「多様な主体との連携」、「進捗状況の管理と検証」についてを示しております。

まず、庁内体制についてですが、上段にありますように、構成各課の連携体制図を示しております。庁内連携は、空家対策を実施していく上で重要な柱となります。空家等対策に関連する業務は多岐にわたるため、関連する部署の対応等を整理しまして、役割分担を明確化することで庁内の連携強化を図っていきたいと考えております。

次に、多様な主体との連携についてですが、空家等対策計画策定に係る事項や、多様な課題等に対応するため、各方面の専門家や団体との連携、体制の整備について記載をしております。

最後に、進捗状況の管理と検証についてですが、策定した空家等対策計画を、より実効性・具体性のあるものにするため、PDCAサイクルにより見直しを行

っていくことを記載しております。

5章の説明については以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。ただ今事務局の方から、「空家等対策計画(構成案)」第4章、5章について説明がありましたが、これに関してご意見やご質問、コメントなどがありましたら発言をお願いします。いかがでしょうか。

(竹本委員)

計画書構成案の4章、5章の説明を聞きまして、これはあくまでも調査された時点でお話されていると思いますが、将来予測をみると空家はこれから増える状況にあることになっているわけで、将来発生するであろう空家をどうやって把握をされていくのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

計画書を少し戻っていただきまして、ただ今の将来予測について触れているページがあるので、そこをご覧いただきたいと思いますが、5ページになります。

高齢者の状況がありまして、実は民生委員さんが実態調査をしております。その中で高齢者の状況を把握しているということで、今、竹本委員からご指摘のありましたとおり、豊川市では最近、毎年170人ずつ高齢者が増えております。

そういった関係で、高齢者世帯、1人暮らしの高齢者や高齢者夫婦のみの世帯について今後実態調査を行い、将来空家となり得る可能性のある世帯を把握して、空家に関する啓発をしていきたいと考えております。

(竹本委員)

そうすると、調査をお願いする主体は民生委員さんになりますか。

(事務局：建築課主幹)

民生委員さんが実態調査をしております、この様な状況であることは分かっております。この状況のなかで、空家の特措法では、庁内各課を通じて色々な

情報収集をすることができることとなっておりますので、市民課等で情報入手するなかで、実態を把握し対策を練っていきたいと考えております。

(竹本委員)

私が思ったのは、市内には約180の町内会があり、町内のことを一番分かっているのが地元の役員さんですよね。回覧などを配って町内を歩きまわっていることから、何処に誰が住んでいるのか住んでいないのかが分かっていると思うのですが、そうすると、町内会、民生委員も当然町内会の組織の一部でありますので、町内会に正式にお願いして、平成28年度には実態を把握しているので、これから発生するであろう空き家については、各町内会の区長さんには新たな仕事になりますが、空家が発生したら年に一回会議の時に報告をしてもらえば、あまり費用がかからずに空家が増えていく実態がつかめるのではないかなと思うのですが。

(事務局：建築課主幹)

町内会との連携は、非常に大切なことだと思っております、ご協力いただきながら進められたら良いなとは思っております。一方で、少し町内会にも温度差がありまして、新興の町内会ですと、「これ以上新たな仕事は…」というところもあるようです。その辺りの兼ね合いを見ながら進めていきたいと思っております。

(会長)

ありがとうございました。

例えば、お1人暮らしやご夫婦でお住まいの高齢者の方に、「今後この家をどうされますか。」というような、民生委員の方を通じてなど、色々な方法はあると思いますが、そういった形で自分の家が空家にならないように啓発というか、勿論この計画は今空家であるものをどうするかというもので、趣旨とは少し外れてしまうかもしれませんが、拡大する形で今後空家になりそうな、若しくはそ

ういったことの意識付け等のような、例えば今回、広報に載せられるということですが、そこにそういったことを盛り込んでいくのも良いし、個別に民生委員の方から尋ねていただくことも良いかなと思いました。

他は、いかがでしょうか。

(上野委員)

53ページの具体的な施策というところの全体に関してですが、私は公募で委員に採用されましたので、皆さんのような専門的な意見ではなく市民の意見として言わせていただくと、当たり前すぎて面白みがないと思います。豊川市の特徴とか、もう少し若い人たちに気が付いてもらうには、他と違ったことをやる必要があります。今のこの感じだと、ちょっと古い八百屋さんに物が並べてあるから買いに来て、という感じなんですけれど、そうではなくて、お客さんがたくさん来るからどんどん売る、空家バンクがそうなるの良いなと思います。「家がありますか」とか「住みたいです」という人が沢山いると、多分、空家を持っている割と保守的な豊川市の人たちが、借り手がそんなにいて豊川市が間に入ってくれるなら、ちょっとためらっていたけれど、うちの空家を貸そうかと思ってもらえるような空家バンクになって欲しいと思います。そういうところが他の地区と少し違うなというところを、例えば、ニュースとか新聞だったり、ちょっとした目立つ媒体に載れば動きが加速される気がするので、そのようなキラッと光るような、面白いなと感じさせるような施策が入ってもいいと思います。学生さん向けのシェアハウスというのがありますが、学生向けでなく、例えば60代位でも40代や30代でもいいのですが、一人で暮らしている人たちが集まって暮らせるような活用の仕方でも良いと思い、そのような使い方も検討していただけたらと思います。

(事務局：建築課主幹)

貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございます。我々も思いとしては、豊川市独自のキラッと光る計画書にしたいのですが、まだ本当の具体的な部分までは踏み込めていないので、そのような表現が出来ないところですが、学生以外の、高齢者の方が集えるシェアハウスのようなものがあたら良いとのご意見をいただきましたので、検討をさせて頂きたいと思います。

(会長)

確かに、シェアハウスは短期だとやり易い気はしますが、長期になると敷居が高くなってしまいかも知れませんが、短期のシェアハウスだと住宅ではなくなってしまうのですが、私も上手くアイデアが出ませんが、豊川市らしさといえば、例えばお稲荷さんですとか、人がたくさん来る時期にそれを上手く利用して短期的にゲストハウスのものに転用のようなことも有りだと今話を聞いて思いました。

(事務局：建築課主幹)

今のお話ですが、一方で、転用する時に色々な法規制をクリアしなければいけないという意見を庁内連絡会議でいただきました。発想豊かにできる部分もある中で制約を受ける部分もありますので、その辺りを検討しながら考えていく必要があると思っております。

(会長)

他にいかがでしょうか。

(田中委員)

基本的に空家を活用するという対策になると思うので、豊川市民の方に空家に入ってもらえるというよりも、市外から来ていただくということを考えたときに、来ていただいた方に対しては税制の優遇などはあるのですか。

(事務局：建築課主幹)

都市計画の方で、「拠点地区定住促進事業」という制度がございまして、都市機能誘導区域の中に、家屋を新築又は取得された方に対して、固定資産税の3年分相当額を補助金として交付するものがございます。また、中学生以下の子どもさんがいる家庭に一人当たり10万円を交付する制度が、この4月からできたところでございます。このような制度ともリンクしていく必要があると考えております。

(田中委員)

それを、そこだけに限らず空家のあるところに活用できるように、空家の大部分がその区域にあるということなので、そこで賄えてしまうかも知れませんが、そこで対策として打ち出すのであれば、それは都市計画の方でやっていただいて、それにプラスして、どちらかと言うと周りの市と比べると豊川市は福祉に弱いところがあるので、そちらの方にもっとお金を使うとか、特にお子さん呼び込むというのが一番良いと思いますので、独自に空家対策として考えてもらって、例えばリフォームして入っていただくことを考えて、その辺りの補助も設けて、市外の人がどんどん流入してくれるような施策を考えるといいのかなと思います。それが、さっき言われたようなアピールに繋がると思うので、キラッとはしていなくても独自の制度となるようにできたら良いのではないのでしょうか。

医療費補助も中学校までではなくもっと範囲を広げてファミリー層が入ってくれるようにできたらと思います。

(会長)

ありがとうございます。確かに、固定資産税の減免などは、行政ならではできるとことだという気がします。また、最近店舗系の話で色々インターネットですとか本を読んでいますと、補助金よりは税制の優遇の面でやっていく方が良いのではないかということもあり、なかなか実現は難しいと思いますが、建物を壊す

と6分の1の特例がなくなるのではなく、例えば、使う意思があれば、これを何年間か据え置きにするなど、土地を持っている人が更地にした場合、特例の据え置き期間があるから早く使おうと思うような意識付けができる制度があったら良いなと思いました。

(事務局：建築課主幹)

税制に関する話が、庁内連絡会議の中でもありまして、固定資産税は地方税になりますので、空家担当からこのような税制度を考えて欲しいと提案すれば、資産税課の方で考えていただけるということも言っていただいたので、そういった制度も出来ないか検討していきたいと思っております。

(上野委員)

今のは、豊川としてキラッと光りそうですね。話は変わりますが、他の市町村から来ていただくという話で、私の友人が結構豊橋市にいますが、自動車で移動することが多いんですね。豊橋市の人たちは豊川市に対して少し上から目線でありながらも、豊川市は2つも高速道路のインターチェンジがあるが、それは凄く羨ましい、豊橋の人はそこから降りて自宅まで2、30分かかるけれど豊川の方はどちらかのアクセスがしやすいということで、そのように考えると高速道路が近いというのはもしかしたらメリットであり、高速通勤されている人には豊橋より豊川の方が通勤に便利ですという感じで、子育て世代の方を呼び込むことに繋がるのではという気がしました。

(会長)

他にいかがでしょうか。

あと、私の方から58ページの除去の部分について、除去の跡地を広場として活用ということですが、これはポケットパークみたいなものでしょうか。例えば、ちょうど稲荷の周辺でポケットパーク事業のようなことを今年から試験的にやっているということを知ったことがあるのですが、空家を持っている人

が、要らないから市に寄付したいというような所を公園的に使うとかそのようなイメージでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

様々な意見を聞いている中で、長崎市等の先進事例では、そういった所を寄付していただき、公共空間として活用しています。そのような事があるというイメージはあるのですが、まだ大きな部分でしか書いていないのですけれど、活用される場合の補助などを含めて検討していこうと考えているところです。

(会長)

あと、実際に共同で使えるような基地というか、そのような事業は少しあると思いますので、そのようなものと上手く重ね合わせていけたら良いのかなと思います。

他に何かありますでしょうか。

(会長)

それでは、他に質疑もないようですので、続きまして資料3の「特定空家等の取扱方針（案）」について説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、「特定空家等の取扱方針（案）」について説明させていただきます。

前回の平成28年度第3回協議会におきまして、特定空家とはどういうものか、特定空家と判定した場合のその後の流れについて説明させていただきました。今回は、特定空家等の取扱方針として、どのような判断をしていくかななどを前回資料に追記した形となっております。

まず、(1) 特定空家の定義でございますが、法第2条第2項におきまして、こちらの4つのいずれかの状態にあると認められる空家等を特定空家等としております。次に、(2) 特定空家等に対する措置の中の特定空家等の判断でございますが、判定基準は国が示しますガイドラインを参考に作成するチェックリ

ストによると、前回お話をさせていただいております。4ページをご覧くださいと思いますが、参考としましてガイドラインにおける基準を添付しております。こちらの①から④については、職員による外観目視で確認します。①の建物の危険性につきましては、確認内容を点数化しまして一定点数以上を特定空家といたします。評点につきましては、参考としまして5ページにございます、国が作成しました「外観目視による住宅の不良度判定の手引き（案）」による点数化を考えております。②から④につきましては、建物、また、その環境において事象の有無について確認をします。先ほどの建物の危険性について、一定点数以上の建物について、衛生・景観・生活環境などの周辺への影響度を勘案し、特定空家等の対象とするかを建築課において、まず判断します。その後、庁内連絡会議での意見を踏まえて、協議会での助言・指導をいただき、特定空家等と判定をします。

2ページに戻っていただきまして、(3)「特定空家等の判定の流れ」は以上を図示したものです。1ページに戻っていただき、特定空家等は法に基づく措置の対象となりますので、協議会での助言・指導の下、慎重に行っていきます。

続きまして、特定空家等に対する措置ですが、①「助言・指導」、②「勧告」、1枚めくっていただき、③「命令」、④「行政代執行」と法に基づき、措置をしていく流れとなっております。

3ページをご覧ください。(4)は、その流れを示しております。特定空家等の判定におきましては、協議会から助言・指導をいただき判定します。特定空家等の所有者に対しまして、助言・指導を行い、改善されない場合は協議会の助言・協力を得まして、勧告します。勧告されますと、所有者に対して固定資産税の住宅用地の特例除外の措置がされます。勧告に従わない場合は、協議会との協議を行い、命令を行います。命令をしますと、所有者に対しまして、命令したことへの標識の設置などによる公示や、過料が発生することとなります。また、命令に

従わない等の場合には、最終措置としまして、協議会との協議の上、行政代執行を行うこととなります。代執行の費用は、所有者の負担となります。

資料3の説明は以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいま、資料3「特定空家等の取扱方針(案)」について説明がありましたが、ご意見やご質問等がありましたらお願いします。

(会長)

それでは、私から5ページの参考の部分ですが、合計評点が400点くらいだと思いますが、例えば2の③のハは、これだけで100点です。これが駄目だと崩れるので100点を付けていると思いますが、この点数の使い方などはどうなっているのでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

国の基準で言いますと、100点以上を不良住宅と判定しておりますが、豊川市バージョンに置き換えるかどうかも含めて検討したいと考えております。

(会長)

ありがとうございます。住宅の年代によって様々なものがあるので、古いと当然点数が上がってしまうと思います。表の3の⑥や⑦などは、どうしても年代が古くなればなるほど点数がつくところだと思います。そういうことも考慮しながらやっていくと良いと思いました。

他は、いかがでしょうか。

(会長)

他にないようですので、それでは資料4の「空家バンクのイメージ(案)」についての説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、資料4をご覧ください。「空家バンクのイメージ(案)」について説明させていただきます。

始めに、制度の目的についてですが、空家の有効活用による地域活性化等を図るため、空家バンク制度を創設しまして、市内の空家情報の集約及び公開をすることで、空家の利活用促進を目指すものです。

次に、協定先ですが、空家の売買や賃貸の仲介等の役割を担っていただくために、愛知県宅地建物取引業協会東三河支部と協定を締結させていただく予定です。市と宅建協会における、それぞれの業務内容と業務の流れが記載してありますが、裏面のイメージ図(案)をもとに説明をさせていただきます。

図の中央には、豊川市と宅建協会東三河支部との協定関係、左側に空家の所有者、右側に空家の利用希望者という構図になっております。事業の流れにつきましては、まず、左側の①に示してありますように、空家の所有者から市へ、物件の登録申込みをしていただきます。続いて、②にありますように、登録申込みを受けた市は、この物件の情報を宅建協会に提供します。次に③で、物件の現地調査を市と宅建協会で行ったあと、市はこの物件の情報をホームページに掲載します。そして、空家の利用希望者につきましては、表右側の①に示してありますように、まず市に空家バンクの利用登録申込みをしていただきます。空家バンクの登録物件に購入又は、賃貸を希望する物件がありましたら、②に示してありますように、宅建協会に現地見学や相談を申込み、条件が合えば宅建協会の仲介に依りまして、③の交渉・契約へ進むこととなります。空家の所有者に対しましても、④の交渉・契約となります。また、④に示してありますように、宅建協会において交渉又は契約のあった物件につきましては、この情報を市に連絡しまして、市はこの内容をホームページに公開することを表しております。

以上が空家バンクの業務の流れとなっております。表面にもどっていただき

まして、空家バンクの登録情報の公開内容ですが、ホームページに公開する物件の情報につきましては、一般的な不動産情報であります、地番を除いた所在地、希望価格、写真、構造や間取りなどの建物の概要を掲載する予定です。所有者の情報は公開しないこととします。また、先ほどのイメージ図でも説明させていただきましたが、公開中の登録物件の交渉・契約状況も掲載する予定です。

資料4の説明については、以上です。

(会長)

ありがとうございました。ただいま、資料4「空家バンクのイメージ(案)」について説明がありましたが、ご意見やご質問等がありましたらお願いします。

(会長)

それでは私からですが、空家バンクの登録は市のホームページということなのですが、例えば、地元の不動産屋さんこういった情報を提供するとか、そういったことはあるのでしょうか。借りたい人は大体、不動産屋さんへ行くと思うのですが、そこに情報があればより目に触れやすいと思ったのですが。

(事務局：建築課主幹)

イメージとしては、宅建協会の東三河支部と協定を結びますので、市はそこに情報を提供します。宅建協会東三河支部から、地元の不動産屋に情報が行くこととなります。

(会長)

他にいかがでしょうか。

特に宅建協会のことなので、久保田さん何かありましたらお願いします。

(久保田委員)

確かに今言われたように、公益社団法人の宅建協会が引き受ける形になるかと思えます。ちなみに、新城市が協定を結んだというのがあるのですが、新城市は宅建協会というよりも、不動産屋に提供しておりますので、不動産屋に情報を

流すと聞いたことがあるのですが、その辺りは聞いておりますでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

申し訳ございませんが、そこまでは確認できておりません。

(久保田委員)

たまたま、私どもも宅建協会の中で、昔旧豊川市で豊川支部というものがありまして、現状は親睦団体が変わった会があるわけです。そこには、私ども豊川の連中は殆どそのクラブに所属しておりまして、地域の方ばかりなのです。あと、東三河支部に対しては、支部に情報が入った状態で地域の、要するに私どもの業界に入ってくる訳でして、上手くコントロールされて入れれば良いのですが、そこまでの話がまだできていないのですね。ですから、空家の立派な計画ができていますけれど、少し思ったのがですね、例えば資料2の44ページを見ていただくと、「売却したい、または売却してもよい」という言葉と、「特に利用の予定はなく、現状のまま維持したい」、あと、49ページにいきまして、何が聞きたいかといいますと、空家バンクの活用ということで、「利用しない」というのがあるんですね。私どもも、東三河支部で無料相談をやっており、消費者の方へアドバイスや助言をしておりますけれど、非常に話はあるんです。あるんですけれど、現状は他の方が助けてくれないと、実際には動けないかなという方も結構多いです。というのは、市役所の連中だとか、窓口になっていただいてということになるんですけれども、それで今回非常にかなり重たい荷物をいただくことになるわけですが、一応私どもも流れを考えていく予定でありますので、市と協力してそのような方向にもっていけるようにしたいと思います。因みに東三河支部の中で、豊川旧支部というのがあり、そこにも声をかけるとバンク登録無くしても、もうちょっと捌けるのではないかという考えも持っています。

もう一つ、余談ですけど、愛知県の本部の方とやっているそうですね、考え方自体をもっと大きく習わないと、実際にはこういった問題はますます増えてく

る、要するに流通の関係で人を集める、豊川市に人を集めるということが、非常に大事だということで、豊川市の人口が減っている、高齢者も増えているのですが、例えばこんな話をするんですね、「私の息子や娘は東京の大学に行って帰ってこない。後は誰が使うか分からないから放っておく。」では、こちらに戻ってきたら仕事があるか、仕事は向こうの方が給料がいいから、というような意見もあります。ですから、息子に言っても話も聞いてくれない、そういったことで空家が増えてくることもありますし、または空家を売って私たちは老人ホームへ入るといった話もあります。でも実際には、売れないというのも現状なんですね。

ただ、売れるものは、まず誰が見ても立地条件などが良い物は売れます。ただし、立地条件が悪い場所は、昔はお金が安いから良いかということでやっていましたが、現在の宅建協会に対しては、買い手又は借り手であるお客様の需要が非常に変わってきました。要するに金額的なもの、MAXの金額は大体決まっているんですね。それに当たってバランスが取れない。それから最近の、特に東三河の人たちは、会社や企業から賃金がカットされて大変であることも聞いております。ですから、バンク登録をして少しでも良い情報提供があれば、どんどん捌けるかと思いますが、一つの面、少し困ることもあるというのがこれからの課題かなと思います。

(会長)

ありがとうございました。

今、旧豊川支部という話が出ましたけれど、特に地元の業者の皆様と上手く連携して情報がいくようになれば良いと思っております。

他は、いかがでしょうか。

(会長)

特に無いようですので、次に資料5の「老朽空家解体費補助制度について(案)」についての説明をお願いします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、資料5をご覧ください。老朽空家解体費補助制度の案について、ご説明いたします。始めに、制度の趣旨についてでございますが、市民生活の安全・安心及び良好な生活環境の確保を図るため、市が老朽空家の解体費の一部を助成し、管理不全な空家の除却推進に資するものいたします。

次に、補助対象事業といたしまして、対象物件の条件は、特措法に規定する空家等のうち、旧耐震基準となる昭和56年5月31日以前に着工された、市内の戸建ての住宅又は、併用住宅といたします。併用住宅につきましては、居住用以外に供する部分の面積が、延床面積の2分の1未満のものに限るといたします。

これらの条件を満たす物件の中で、老朽空家と判定された家屋の解体工事に要する費用を補助対象経費といたします。

老朽空家の判定基準につきましては、今後、補助要綱を策定する中で決定いたしますが、判定基準のイメージとして、資料の裏面に住宅地区改良法施行規則に規定されております「老朽空家判定基準表」を掲載させていただいております。

この様な判定基準表を基に、現地での外観目視調査により、項目ごとに評点をつけまして、合計評点が要綱で定める基準点以上になったものを老朽空家と判定いたします。

次に、補助対象者の要件ですが、老朽空家の所有者または、同等の権利を有する者であること、市税等の滞納のないこと、暴力団員でないことの全ての要件を満たすものとします。なお、この要件につきましては、本市で既に地震対策事業として実施しております、木造住宅解体工事費補助金交付要綱と同様となっております。補助金の額につきましては、解体に要した経費の3分の2又は、30万円のどちらか低い方の金額といたします。前述の木造住宅解体工事費補助金では、費用の3分の2という条件は同じですが、上限は20万円となっております。また、県内の他の市町村における、空家の解体費補助金について上限額を調

査したところ、上は90万円から、下は10万円までの幅がございます。20万円から30万円とするところが過半数を占めております。最後に、年間見込み棟数は、年間20棟を予定しております。これは、昨年度実施をしました、空家等実態調査の老朽度判定の結果において、「危険」又は「注意」と判定された空き家が89棟あり、実態調査後に新たに判明するものを10件程想定加算をいたしまして、合計100棟を見込み、空家等対策計画の期間の年数5年で除して算出しております。なお、この内容で庁内の企画政策課に、実施計画書を提出しておりますが、今後の実施計画の査定、予算査定の結果によって内容や金額、開始年度の変更があることがありますので、ご承知おきをいただきたいと思っております。

資料5の説明については、以上でございます。

(会長)

ありがとうございました。それでは、ただ今説明のありました、老朽空家解体費補助制度の案について、ご質問などがありましたら発言をお願いします。

(会長)

因みに、補助制度は案なので、今はまだ揉んでいるところだと思っておりますが、制度ができた時の広報の仕方ですとか、アンケートに答えてくれた方に優先的に案内するなどの考えはあるのでしょうか。制度の周知の仕方ですね。

(事務局：建築課主幹)

一番効果的なのは、1,069棟が空き家と判明しておりますので、その所有者の方々に、ご案内するのが一番だと思いますが、それ以外にも広報・ホームページを通じて、ご案内をしていきたいと考えております。

(会長)

なかなか難しいとは思いますが、「危険」・「注意」というのが89棟あるわけですので、その方たちに上手く働きかけていくのが良いのかなと思えました。

他にいかがでしょうか。

(会長)

それでは、質疑等も無いようですので、資料2「空家等対策計画（構成案）」については、以上とさせていただきます。

続きまして、議題（3）の意見交換ということで、今回の議題以外のことでも結構ですので、委員の皆様から何かありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(会長)

では、私からですが今後のスケジュールについてですが、今回、第1回協議会での空家等対策計画構成案が検討されていますが、今後、市民の皆様からのパブリックコメントなどの予定はありましたでしょうか。

(事務局：建築課主幹)

もう一度、スケジュールについてお話をさせていただきたいと思います。8月にこの協議会を開催させていただいております、本日もたくさんの貴重なご意見をいただきました。そうしたものを反映した中で、庁内の連絡会議をこの後、2回開催させていただきたいと思っております。そして、11月には、ほぼ完成形に近いものを皆様にお示ししたいと思っております。その後、12月の議会において、所管事務調査で報告をさせていただきまして、駒木会長からありましたように、市民の方からは1月に、パブリックコメントという形で意見を伺う予定であります。そして、それを反映したものを2月の協議会でお示しをさせていただきまして、そこでご承認をいただいた後に、計画書を公表するという流れで手続きをしてまいりたいと思っております。

(会長)

ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

(会長)

それでは、他に無いようですので、議題（４）その他について、皆さまのほうから何かありますでしょうか。

(会長)

特に無いようですので、最後に事務局の方から連絡事項がありましたらお願いいたします。

(事務局：建築課主幹)

それでは、連絡がございますので、よろしく申し上げます。

昨年度、この協議会でご意見をいただきました、空家対策に関する広報の件でございます。広報とよかわ10月号に5ページの特集を組むことが決定いたしました。掲載する内容につきましては、現在、係の者が調整中でございます。

広報とよかわ10月号を是非ご覧いただきたいと思います。

続きまして、空家見学ツアーのチラシを配布させていただいております。こちらにございますように、8月20日の日曜日に豊川稲荷界限において、空家の見学ツアーが開催されます。集合時間や集合場所、申込み受付についてはこちらに記載されております。今回が2回目の開催となりますが、ご都合のつく方はご参加の申込みをお願いしたいと思います。

最後に、第2回協議会のご案内でございます。次回の開催は、11月に予定をしております。次回までには、空家等対策計画（構成案）に本日いただいたご意見を反映させていただき、ほぼ完成の状態にしたいと思っております。構成案がまとまり次第、ご連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

連絡事項は、以上でございます。

④ 閉会

(会長)

ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、平成29年度第1回豊川市空家等対策協議会を終了いたします。

本日は長時間にわたり、ありがとうございました。